

平成23年税制改正の総まとめ
と
平成24年度税制改正の詳細

～ Q&A形式でズバリ解説！ ～



まえがき

本年3月11日に発生した東日本大震災の影響もあり、平成23年度税制改正は平成23年度中に可決せず、その後、幾つかの法案に分離されて審議が行われております。現状、法案の一部は可決施行されており、一部ははまだ審議中となっている状況であり、どの法案がいつから適用されるかなど、成立された法案を整理し、把握する必要があります。

また、東日本大震災に関連して、被災者等の負担軽減や復興への取組みを支援するための臨時法案も特別に整備がされてきました。

このような税制を取巻く経緯の中、平成23年12月10日、税制調査会による「平成24年度税制改正大綱」が閣議決定されました。今後この内容をもとに関連法案等の作成が進められていきます。

平成24年度税制改正大綱においては、以下の事項を中心に改正が行われることとなりました。

- (1) 新成長戦略実現に向けた税制措置
- (2) 税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み
- (3) 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革
- (4) 平成23年税制改正における積み残し事項への対応

本小冊子は、平成23年度税制改正、復興支援関連税制及び平成24年度税制改正大綱に基づき、これらの改正の主要なポイントをまとめたものとなっています。成立済みの平成23年度税制改正及び復興支援関連税制の内容と適用時期の確認をして頂き、また平成24年度税制改正の理解と、より早い対応策を検討するための資料としてご活用頂ければと存じます。

2011年12月



【平成23年中の税制関連法案】

1. 平成23年度税制改正及び復興支援税制	4
-----------------------	---

【平成23年度税制改正】

2. 平成23年度税制改正の適用時期等	6
---------------------	---

3. 11月30日成立の分離法案の内容	8
---------------------	---

【復興支援税制】

4. 復興支援税制の内容	13
--------------	----

【平成24年度税制改正大綱】

5. 法人課税	17
---------	----

6. 個人所得課税	19
-----------	----

7. 国際課税	24
---------	----

8. 資産課税	28
---------	----

平成23年中の税制関連法案

Question

平成23年度税制改正及び復興関連税制はどのような形で成立したのでしょうか？

Answer

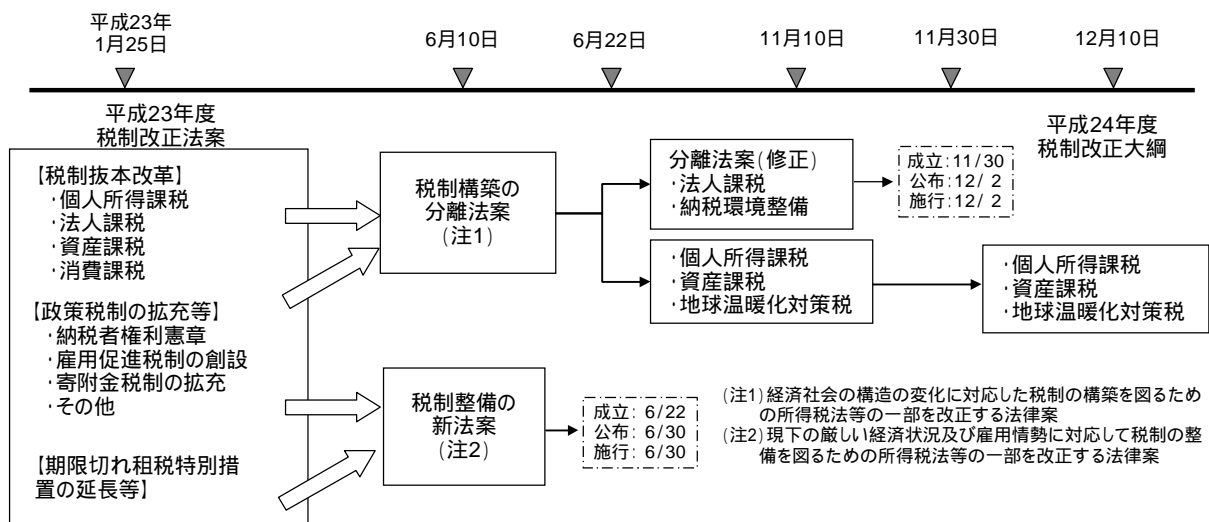
平成23年度税制改正法案は、複数の法案に分離されて、順次成立しています。また、東日本大震災の復興支援を目的とした税制も、順次成立しています。

解説

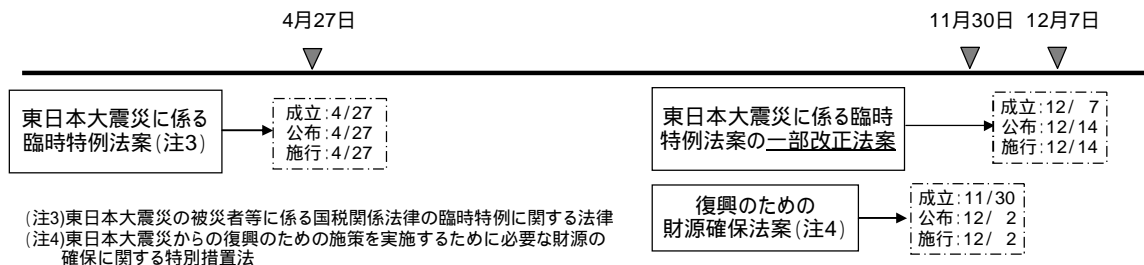
平成23年度税制改正及び復興関連税制の経緯

平成23年度税制改正及び復興関連税制は以下のような流れで成立しています。

平成23年度税制改正法案の全体像



復興支援関連税制



当初の税制改正大綱は税制構築の分離法案と税制整備の新法案の2つの法案に分離され、前者は継続審議に、後者は6月22日に成立しました。また、復興関連税制についても、順次成立しています。

継続審議となった法案は、11月10日に一部修正され、法人課税及び納税環境整備に関する法案が、11月30日に成立し、12月2日に公布されています。

平成23年度税制改正

Question

順次成立した、平成23年度税制改正法案の内容と適用時期はどのようになっているのでしょうか。

Answer

6月22日に成立した税制整備の新法案は、グループ法人税制関連や消費税の仕入税額控除「95%ルール」の見直しなど、法人税関係は主に平成23年4月1日以降に、消費税関係は主に平成24年4月1日以降に適用される改正となっています。また、11月30日に成立した分離法案は、法人税率の引き下げ、更正の請求期間の見直しなど、主に平成24年4月1日以降に適用される改正となっています。

解説

(1) 6月22日成立の税制整備の新法案

6月22日に成立し、6月30日に施行した、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の主な項目及び適用時期は以下の通りとなります。

項目	適用期間等
【法人税】	
(1) グループ法人税制関係	
[大法人による完全支配関係がある中小企業特例の不適用等] 年所得800万円以下の軽減税率 特定同族会社の特別税率の不適用 貸倒引当金の法定繰入率 交際費等の損金不算入制度における定額控除 欠損金繰戻還付制度	平成23年4月1日以後に開始する事業年度
解散が見込まれる場合等の株式の評価損の損金不算入	平成23年6月30日以後行われる評価替えから
(2) 棚卸資産の評価方法(切放し低価方法の廃止)	平成23年4月1日以後に開始する事業年度
(3) 仮決算による中間申告制度の見直し	平成23年4月1日以後に開始する事業年度
(4) 雇用促進税制(税額控除制度)の創設	
税額控除制度	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
割増償却制度	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
(5) 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の創設	平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に取得等する設備
【所得税】	
(1) 上場株式等に係る配当所得課税の特例等に係る大口株主要件の見直し	平成23年10月1日以降に支払を受けるべき配当等について適用
(2) 年金所得者の申告不要制度の創設	平成25年1月1日以降に支払うべき公的年金等について適用
【消費税】	
(1) 仕入税額控除制度における「95%ルール」の見直し	平成24年4月1日以後に開始する課税期間
(2) 事業者免税点制度における免税事業者の要件の厳格化	平成25年1月1日以後に開始する事業年度等から
【資産課税】	
(1) 以下の制度について、住宅用家屋に先行して取得する土地等のための取得資金を追加	
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続課税の特例	平成23年1月1日以降の贈与により取得する財産について適用

(2) 11月30日成立の分離法案

11月30日に成立した、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」は、11月10日に当初の法律案から一部修正(所得税の「給与所得控除額の見直し」や相続税の「基礎控除等の見直し」などが削除)され、12月2日に施行されています。

同法案の主な項目及び適用時期は以下の通りとなります。

項目	適用期間等
【法人税】	
(1) 法人税率の引下げ 普通法人 30% 25.5% 中小法人の年所得800万円以下の部分 22% 19%	平成24年4月1日以後に開始する事業年度
(2) 課税ベースの拡大	
欠損金の繰越控除の制限	平成24年4月1日以後に開始する事業年度
欠損金の控除期間の延長(7年 9年)	平成20年4月1日以後に終了する事業年度で生じた欠損金額から適用
貸倒引当金制度の縮減	平成24年4月1日以後に開始する事業年度 一定の経過措置あり
エネ革税制の廃止	平成24年4月1日廃止
事業基盤強化設備等の特別償却の廃止	平成24年4月1日廃止
事業革新設備特別償却の廃止	平成24年4月1日廃止
減価償却制度の見直し	平成24年4月1日以降取得資産について適用
(3) 寄付金の損金算入限度額の見直し	平成24年4月1日以降に開始する事業年度
(4) 外国税額控除制度の適正化の観点からの見直し	平成24年4月1日以降に開始する事業年度において納付することとなる外国法人税等から適用
(5) 当初確定申告要件制度の見直し	
受取配当等の益金不算入 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 国等に対する寄付金等の損金算入 所得税額控除、外国税額控除など	平成23年12月2日以降に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用
【国税通則法】	
(1) 更正の請求期間等の延長(1年 5年)	12月2日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用
(2) 税務職員の質問検査権の整備	平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行うものについて適用
(3) 税務調査の事前通知の明確化・法制化	平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行うものについて適用
(4) 税務調査の終了の手続きの明確化・法制化	平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行うものについて適用

Question

平成23年11月30日に成立した平成23年度税制改正の内容を教えてください。

Answer

法人税率の引下げ、これに伴う課税ベースの拡大を図るため、減価償却制度及び欠損金の繰越控除制度の改正が成立しています。また、納税環境整備として更正の請求期間の延長などが成立しています。

解説

(1) 法人税率の引下げ

法人の平成24年4月1日以降に開始する事業年度について、以下のとおり法人税の税率が引き下げられます。

また、復興支援のための財源を確保するための法案(財源確保法案)により、平成24年4月1日以降3年間は、通常の法人税額に法人税額の10%が上乗せされます。

区分	現行		H23税制改正		復興増税考慮後	
		年800万円以下		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	-	25.5%	-	28.05%	-
中小法人(注1)	30%	18%(注2)	25.5%	15%(注3)	28.05%	16.5%(注4)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	18%(注2)	19%	15%(注3)	20.90%	16.5%(注4)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	19%(注2)	20%	16%(注3)	22.00%	17.6%(注4)

(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。

(注2) 租税特別措置法により、平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。

(注3) 平成23年度税制改正により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(注4) 財源確保法案により、平成24年4月1日から平成27年3月31日以内に最初に開始する事業年度開始の日から3年間、各事業年度の法人税額に法人税額の10%相当額が加算されます。記載の税率は10%の上乗せを加味した税率となります。(詳細は16ページ参照)

(2) 減価償却制度の見直し

減価償却制度について、平成24年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)の現行の2.5倍から2.0倍に改正されます。

また、この改正に伴い、改定償却率及び保証率についても所要の整備が行なわれ、一定の経過措置が講じられます。(所得税についても同様の改正が行なわれます。)

(3) 貸倒引当金制度の廃止

貸倒引当金の繰入限度額の損金算入の規定については、適用法人を中小法人等及び銀行、保険会社その他これらに類する法人に限定されます。

なお、これらの法人以外の法人については経過措置として、現行法により計算した損金算入限度額に対して、平成24年度は4分の3、平成25年度は4分の2、平成26年度は4分の1の引当てが認められます。

(4) 寄付金の損金算入限度額の見直し

資本金等を有する法人の一般の寄附金の損金算入限度額が、以下の通り、現行の2分の1に引き下げられます。また、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額については、資本金等の額の1,000分の3.75相当額と所得の金額の100分の6.25相当額との合計額の2分の1に引き上げられます。

$$\begin{array}{l} \text{【一般寄附金の損金算入限度額】} \\ \left(\text{資本金等} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得等の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{【特定寄附金の損金算入限度額】} \\ \left(\text{資本金等} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得等の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} \end{array}$$

(5) 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越控除制度等について、平成24年4月1日以後に開始する事業年度について以下のとおり見直しが行なわれます。

青色欠損金の繰越控除制度及び災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額に制限されます。また、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額についても、その繰越控除をする連結事業年度のその繰越控除前の連結所得の金額の100分の80相当額に制限されます。

これに伴い、次の措置が設けられます。

イ. 中小法人等及び特定目的会社、投資法人など支払配当等の損金算入制度の適用対象となる法人については、現行の控除限度額が適用されます。

ロ. 会社更生法等による債務免除等があった場合には、現行どおり欠損金の損金算入ができるようにする等の所要の整備が行なわれます。

(注1) 中小法人等とは、以下の法人をいいます。

- (イ) 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社等、相互会社等の100%子法人及び資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人を除きます。)
- (ロ) 公益法人等
- (ハ) 協同組合等
- (ニ) 人格のない社団等

(注2) 平成24年4月1日前に更生手続開始の決定、再生手続開始の決定を受けたこと等の事実が生じた法人(連結納税の場合には、連結親法人)については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、経過措置として、現行の控除限度額が適用されます。

青色欠損金の繰越期間、災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間が現行7年から9年に延長されます。これに伴い、次の措置が設けられます。

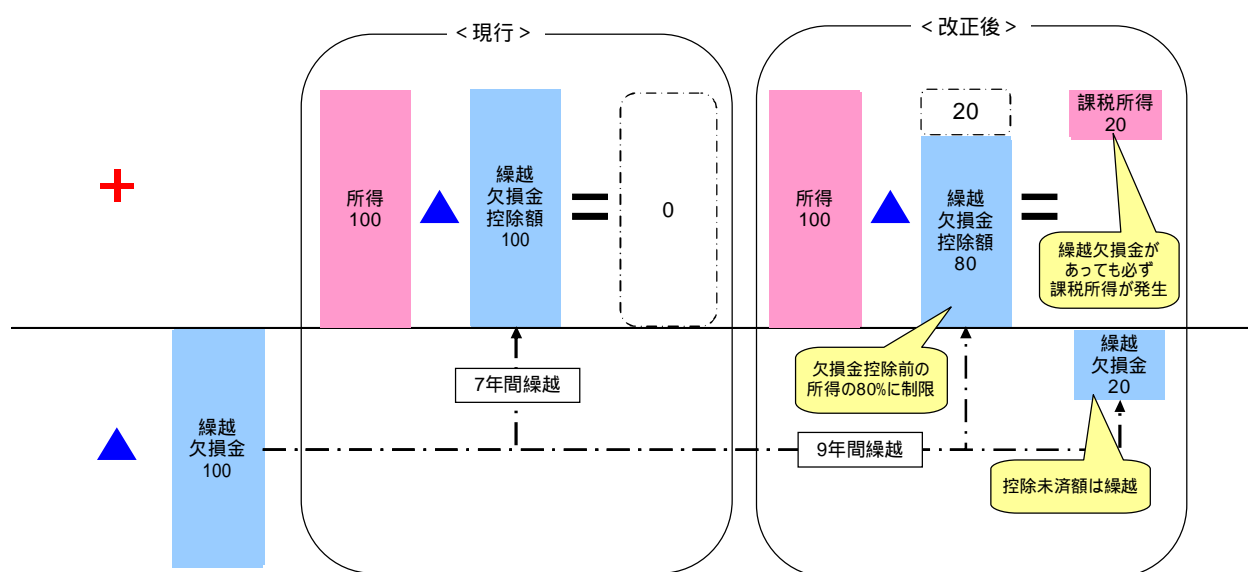
イ. 青色欠損金の繰越控除制度、災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度について、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされます。

ロ. 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が現行7年から9年に延長されます。

ハ. 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が9年とされます。

(注) 上記イ及びロの改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、上記ハの改正は、平成24年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

< 繰越欠損金制度の概要 >



(6) 納税環境の整備

更正の請求期間等の延長

法定外の手続きにより非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消し納税者の救済と課税の適正化とのバランス等を図るため、更正の請求期間を以下のとおり延長し、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間が全て一致することになります。また、更正の請求をする際には、事実を証明する書類の添付の義務化など、手続面も併せて改正が行われます。

- イ. 納税者が更正の請求を行うことができる期間 ……………5年
- ロ. 贈与税及び移転価格税制に係る更正の請求期間 ……………6年
- ハ. 法人税の繰越欠損金等の金額に係る更正の請求期間 ……………9年

課税庁が増額更正できる期間を3年から5年に延長(脱税にかかる増額更正は、現行どおり7年)

(注)平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来するものから適用されます。

(添付書類の義務化については平成23年12月2日以後に行う更正の請求から適用)

当初申告要件の見直し

当初申告の際に確定申告書に適用金額等を記載した場合に限り適用が出来るとされた措置のうち、下記のものについては、当初申告に記載がない場合でも修正申告書の提出又は更正の請求により適用が出来るようになります。

- イ. 所得税の純損失の繰越
- ロ. 法人税所得計算の受取配当等の益金不算入
- ハ. 外国子会社から受ける配当等の益金不算入
- ニ. 指定寄附金及び特定寄附金に対する寄附金の損金算入
- ホ. 法人税額計算の所得税額控除
- ヘ. 所得税額及び法人税額計算の外国税額控除
- ト. 配偶者に対する相続税額の軽減
- チ. その他一定のもの

税務調査手続きにおける課税庁の説明責任の強化等

税務調査を行う場合に原則、事前通知を行うことやその通知内容について明確化・法制化が行われます。また、その通知方法については、原則として事前に文書で行うなどとされることになります。

税務調査の事前手続きだけでなく、税務調査終了時の手続きについても、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、以下のような明確化・法制化が行われます。

- イ. 税務調査の事前通知
- ロ. 税務調査終了時、調査の結果、更正・決定等をすべきと認められない場合の書面の交付
- ハ. 税務調査終了時、調査の結果、更正・決定等をすべきと認められる場合の調査結果の説明

この改正は、平成25年1月1日以後に新たに開始される調査に適用されます。

復興支援税制

Question

東日本大震災に係る復興支援税制の内容と適用時期はどのようになっているのでしょうか。

Answer

復興支援税制は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」として、4月27日に第1弾が成立し、その後「同法の一部を改正する法律案」として12月7日に第2弾が成立しています。

また、いわゆる財源確保法案となる「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が11月30日に成立しており、これにより法人税では3年間、所得税では25年間にわたり、一定額の増税措置が講じられています。

解説

(1) 4月27日成立の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法律案

復興支援税制の第1弾として成立した主なものは、以下の通りです。

所得税関係

イ. 東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について、次の措置が講じられています。

- (イ) その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できるものとする。
- (ロ) 雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年とする。

ロ. 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失(以下「被災事業用資産の損失」という。)について、次の措置が講じられています。

- (イ) その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。この場合において、青色申告者について平成22年分の所得において純損失が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成21年分の所得への繰戻し還付ができる。
- (ロ) 被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成23年において生じた純損失の金額のうち一定の金額の繰越期間を5年とする。

ハ. 個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した一定の震災関連寄附金について、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の100分の80相当額にする等の一定の措置が講じられています。

ニ. 住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとする措置が講じられています。

法人税関係

- イ. 法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度において生じた繰戻対象震災損失金額(欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額をいう。)がある場合には、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度の法人税額のうち、その繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる措置が講じられています。
 - ロ. 事業者が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災により滅失若しくは損壊をした建物、機械装置等の一定の固定資産の代替資産の取得等をして、事業の用に供した場合又は建物、機械装置等の一定の固定資産の取得等をして被災区域内において事業の用に供した場合には、その取得等の時期に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができる措置が講じられています。
- 二. その他一定の措置が講じられています。

相続税・贈与税関係

- イ. 平成23年3月10日以前に相続又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で、同月11日以後にその申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を東日本大震災の発生直後の評価額とすることができる措置が講じられています。
 - ロ. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、その対象となる居住用家屋が東日本大震災により滅失等したことにより、居住の用に供することができなかつたときは、居住の用に供することを要件としない等の措置が講じられています。
- ハ. その他一定の措置が講じられています。

(2) 12月7日成立の東日本大震災の被災者等に係る国税関係臨時特例法を改正する法案

復興支援税制の第2弾として成立した主なものは、以下の通りです。

東日本大震災復興特別区域法案における復興推進計画による税制に関する特例

東日本大震災復興特区区域法の制定に伴い、以下のような措置が講じられます。

- イ. 機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設
- ロ. 被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度の創設
- ハ. 開発研究用資産の特別償却等の創設
- ニ. 再投資等準備金制度の創設(新規立地新設企業を5年間無税とする措置)
- ホ. 再投資設備等の特別償却制度の創設

(注) 平成24年度税制改正においては、上記と同様の措置が福島県全域に適用される予定です。

所得税関係

イ. 住宅ローン控除の重複適用

東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった居住者が、一定の住宅の再取得又は増改築等をした場合には、その滅失等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除とその再取得又は増改築等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を重複して適用できるものとし、その年における税額控除額はそれぞれの税額控除額の合計額が、その年中の所得税額から控除される措置が講じられます。

ロ. 東日本大震災により居住用家屋を居住の用に供することができなくなった場合の特例

東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋を居住の用に供することができなくなった居住者が、一定の住宅の新築若しくは取得又は増改築等をし、居住の用に供することができなくなった日から平成25年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る税額控除額を、以下の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率により計算する特例措置が講じられます。

居住年	平成23年	平成24年	平成25年
住宅借入金等の年末残高の限度額	4,000万円 (現行:4,000万円)	4,000万円 (現行:3,000万円)	3,000万円 (現行:2,000万円)
控除率	1.2% (現行:1.0%)	1.2% (現行:1.0%)	1.2% (現行:1.0%)

ハ. その他一定の措置が講じられます。

(3) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、平成23年から平成27年までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための措置として以下のような復興特別法人税及び復興特別所得税などが創設されました。

税目	項目	概要	期間
法人税	復興特別法人税	各事業年度の基準法人税額 × 10%	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度
所得税	復興特別所得税	その年分の基準所得税額 × 2.1%	平成25年から平成49年までの各年分の所得税

平成24年度税制改正大綱

Question

法人税ではどのような改正が行われるのでしょうか？

Answer

研究開発税制の延長や環境関連促進税制の見直しなどの改正が行われます。

解説

(1) 研究開発税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限が2年延長されます。

(2) 環境関連投資促進税制の延長・縮減

環境関連投資促進税制について、対象資産のうち一定の設備で一定の規模以上のものに限定した上、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却できることとされます。

(3) 中小企業税制の一部延長

中小企業投資促進税制について、対象資産の追加及び範囲の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

交際費等の損金不算入制度について、中小法人に係る損金算入の特定の適用期限と併せて2年延長されます。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

(4) 租税特別措置法関連の一部延長及び見直し

公害防止用設備の特別償却制度について、対象資産に一部見直しを行った上で、その適用期限が2年延長されます。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期保有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、一定の買換え資産の見直しを行った上、適用期限が3年延長されます。

海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が2年延長されます。

中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が2年延長されます。

(5) その他

そのほか、法人税で改正が行われる主な事項は以下の通りです。

資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除制度の改正

債務処理に関する計画に政府関係金融機関が債務免除等を行うことが定められていること
の要件における政府関係金融機関の範囲に、株式会社国際協力銀行が追加されます。

平成24年3月31をもって廃止される適格退職年金制度に関する改正

いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用
事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継
続適用する措置が講じられます。

Question

所得税ではどのような改正が行われるのでしょうか？

Answer

所得税については、雇用形態や就業構造の変化を踏まえながら、所得再配分機能等を回復するため、社会保障と税一体改革における税率構造を含む改革に先立ち、課税の適正化の観点等から、給与所得控除の見直し等が行われます。

解説

(1) 給与所得控除の見直し

以下の改正が、平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

給与所得控除の上限設定

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられます。

源泉徴収事務手続き

給与所得控除の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表などについて所要の措置が講じられます。

< 現行と改正案の給与所得控除額の速算表比較 >

給与等の収入金額		給与所得控除額	
		現行	改正後
	～162.5万円以下	65万円	
162.5万円超	～180万円以下	収入金額×40%	
180万円超	～360万円以下	収入金額×30%+18万円	
360万円超	～660万円以下	収入金額×20%+54万円	
660万円超	～1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	
1,000万円超	～1,500万円以下	収入金額×5%+170万円	収入金額×5%+170万円
1,500万円超～			245万円

特定支出控除の見直し

特定支出控除について以下の見直しが行なわれます。

イ. 特定支出の範囲の拡大

特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されます。

(イ) 資格取得費

職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費

(ロ) 勤務必要経費(年間合計65万円が限度)

職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費

ロ. 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

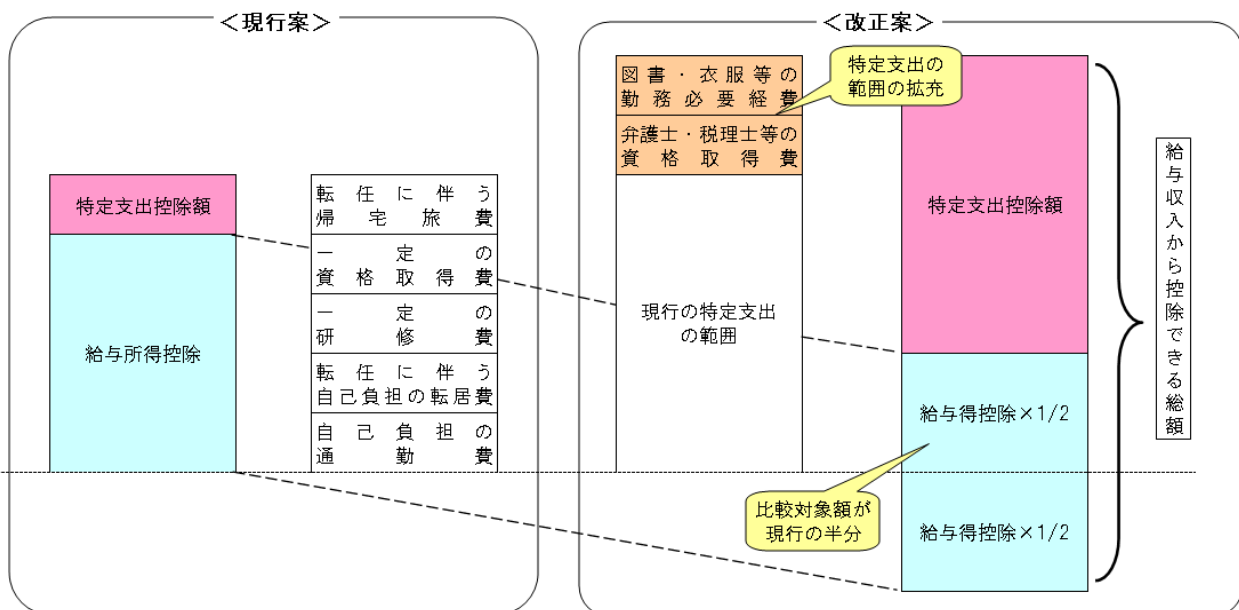
その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合(現行は給与所得控除額を超える場合)は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとされます。

(イ) その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合

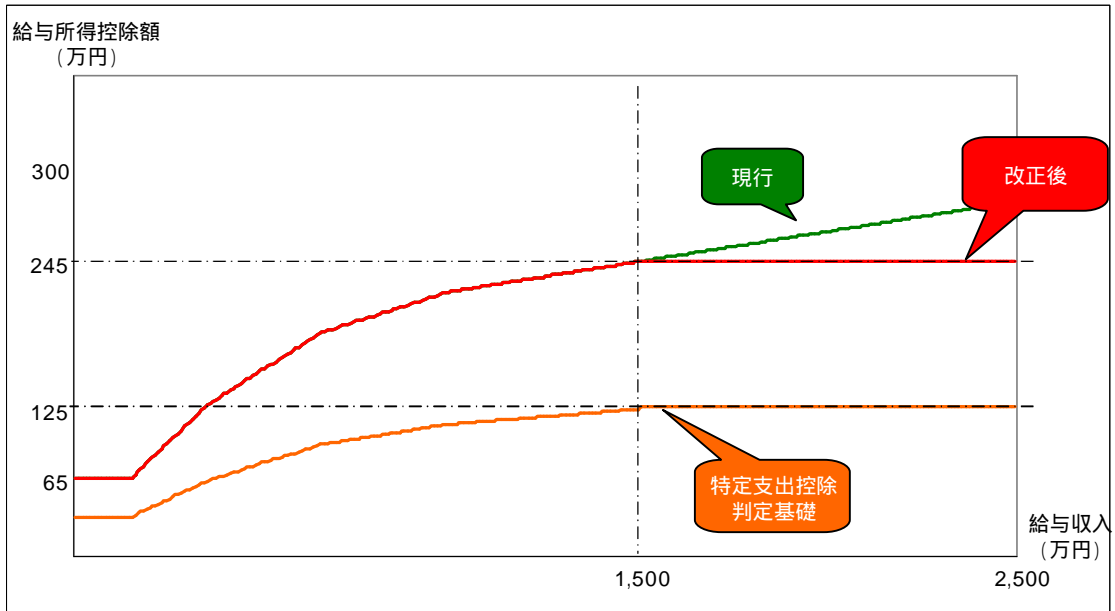
その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額

(ロ) その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合

125万円



< 給与所得控除額及び特定支出控除判定金額の推移 >



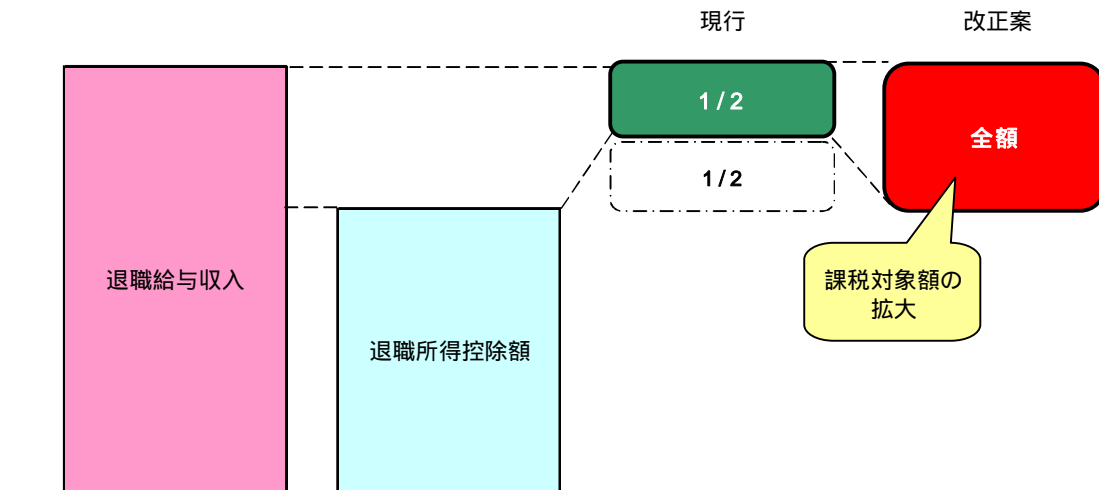
(2) 退職所得課税の見直し

以下の改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。また個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

役員退職手当等に係る退職所得の課税の見直し

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限ります。）がその退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるもの（以下「役員退職手当等」）に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。

（注）「役員等」とは、法人税法第2条第15号に規定する役員及び国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員をいいます。



源泉徴収事務手続き

役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直しに伴い、役員退職手当等と役員退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法並びに退職所得の源泉徴収票の記載事項及び様式などについて所要の措置が講じられます。

(3) 租税特別措置法における主な見直し

廃止・縮減等

- イ. 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を50万円(現行:100万円)に引き下げた上、その適用期限が2年延長(平成24年1月1日から平成25年12月31日まで)されます。
- ロ. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1.5億円(現行:2億円)に引き下げた上、その適用期限が2年延長されます。この改正は、平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

延長・拡充等

- イ. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。この改正は、平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。
- ロ. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長(平成24年1月1日から平成25年12月31日)されます。
- ハ. 住宅ローン控除について、低炭素まちづくり促進法(仮称)の制定に伴い、同法に規定する認定省エネルギー建築物(仮称)のうち一定の住宅の新築等をして平成24年又は25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は、以下の通りとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

- ニ. 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例等の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、信託会社等の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で一定のものが加えられます。
- ホ. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、その年中に取引のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととされます。ただし請求があった場合にはその報告書を交付する必要があります。
- ヘ. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例等(エンジェル税制)の適用対象となる株式会社の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業(仮称)を行う一定の中小企業が加えられます。

(4) その他

そのほか、所得税関係で改正が行なわれる主なものは、以下の通りです。

源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類の保管期間が、提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保管することが法令に規定されます。この改正は平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

源泉所得税の納期の特例及び納期限の特例を一本化して納期限が7月10日及び1月20日とされます。この改正は平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

外国法人の子会社等又は外国法人の国内支店の役員又は従業員である居住者が、当該外国法人から付与されたストックオプションを行使等した場合には、その子会社等又は国内支店の長は外国株式等を取得する権利の行使等に関する調書を税務署に提出しなければならないこととなります。この制度は、平成25年1月1日以後に提出すべき調書について適用されます。

Question

国際課税関係ではどのような改正がおこなわれるのでしょうか？

Answer

一定の額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度の創設と過大支払利子税制の創設などが行われます。

解説

(1) 国外財産調書制度の創設

国外財産に係る所得税及び相続税等の適正な課税・徴収のために、一定の個人に対し、国外財産に係る調書の提出を求める制度が創設されます。

国外財産調書の提出

その年の12月31日において価額の合計額が5,000万円を超える国外に所在する財産(以下「国外財産」といいます。)を有する居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要事項を記載した調書(以下「国外財産調書」といいます。)を、翌年3月15日までに税務署長に対して提出しなければならないこととなります。国外財産の価額は、原則時価とされていますが、見積価額によることもできます。

国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特例

イ. 国外財産調書の提出がある場合

国外財産に係る一定の所得税又は相続税について申告漏れ等がある場合、提出された国外財産調書に、その申告漏れ等に係る国外財産の記載があるときは、その記載がある部分につき課される過少申告加算税等については、通常課されるこれらの加算税額からその申告漏れ等に係る所得税又は相続税の5%に相当する金額を控除した金額とされます。

ロ. 国外財産調書の提出がない場合等

国外財産に係る一定の所得税について申告漏れ等がある場合、その年分の国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書にその申告漏れ等に係る国外財産の記載がない(記載不備を含みます。)ときは、その提出又は記載がない部分につき課される過少申告加算税等については、通常課されるこれらの加算税額にその申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額を加算した金額とされます。

罰則規定等

国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則が設けられます。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定が設けられます。

適用開始時期

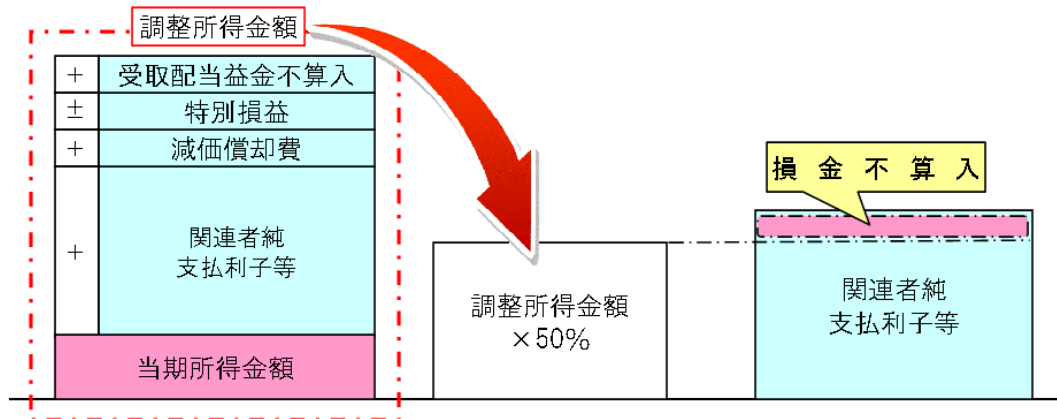
平成26年1月1日以降に提出すべき国外財産調書について適用されます。上記の罰則規定は平成27年1月1日以降適用されます。

(2) 過大支払利子税制の創設

租税回避を防止する措置として、一定の関連者との間で、所得の金額に比して海外へ過大な利子等を支払う法人に対し、一定の額以上は損金不算入とする制度が創設されます。

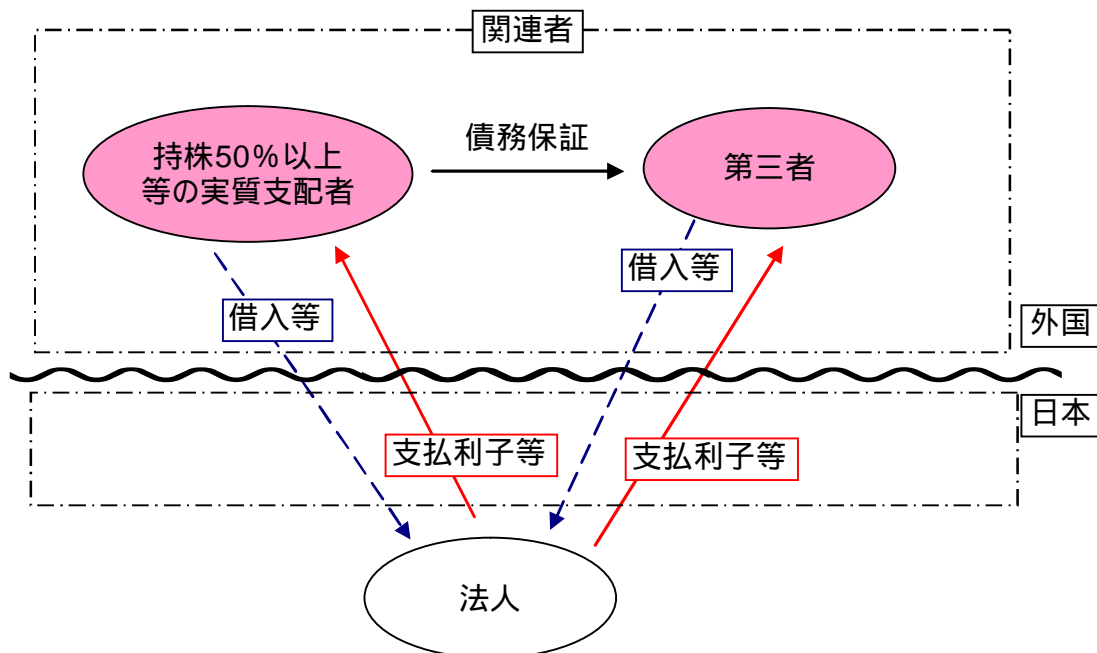
損金不算入額

$$\text{損金不算入額} = \text{関連者純支払利子等} - \text{調整所得金額} \times 50\%$$



関連者の範囲

- イ. その法人との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者
- ロ. 実質支配・被支配関係にある者
- ハ. 上記イ、ロの者より、保証債務を受けた第三者等



その他用語の定義及び範囲

「関連者純支払利子等」	「関連者支払利子等」の額の合計額 - 「関連者支払利子等の合計額に対応する受取利子等」
「関連者支払利子等」	法人の関連者に対する支払利子をいい、以下のものは含まれません。 イ. 借入れと貸付の対応関係が明らかな債権現先取引等に係る支払利子 ロ. 関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において日本の法人税の課税所得に算入されるもの
「支払利子等」の範囲	利子及び利子に準ずるもの(リース取引に係る支払利息相当額含む)及び関連者保証による借入れに伴う保証料等
「関連者支払利子等の合計額に対応する受取利子等」	「総受取利子等の額」 × $\frac{\text{「関連者支払利子等」の額の合計額}}{\text{「総支払利子等の額」}}$ 以下のものがある場合には、計算上考慮する必要があります。 イ. 借入れと貸付の対応関係が明らかな債権現先取引等に係る支払利子等がある場合 ロ. 「国内関連者受取利子等」がある場合
「国内関連者」	関連者である居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは外国法人
「国内関連者受取利子等」	「国内関連者」から受け取る利子等

繰越損金不算入額

当期の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本制度の適用により損金不算入とされた金額があるときは、その関連者純支払利等の額と調整所得金額の50%に相当する金額との差額を限度として、当期の損金の額に算入されます。

適用除外基準

次のいずれかに該当する場合には、本制度は適用されません。

- イ. その事業年度における関連者純支払利子等の額が1千万円以下
- ロ. その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下

他の制度との関係

- イ. 過少資本税制との適用関係
過少資本税制の双方が適用となる場合には、その計算された損金不算入額のうちいずれが多い金額が当期の損金不算入額となります。
- ロ. 外国子会社合算税制との適用関係
外国子会社合算税制と本制度の双方が適用となる場合には、この制度による損金不算入額(その外国子会社等に対する支払利子等に係る部分に限る)から外国子会社合算税制による合算所得(その外国子会社等に係るものに限る)に相当する金額を控除する等の調整が行われず。
- ハ. 連結納税制度との適用関係
連結納税における本制度は、連結グループを一体として本制度が適用されます。

その他

適格合併又は100%子会社の解散による残余財産の全部分配が行われた場合において、被合併法人又はその子会社が繰越損金不算入額を有するときは、その繰越損金不算入額を合併法人又は親会社に引き継ぐものとされます。

適用開始時期

平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 外国子会社合算税制等に係る二重課税調整措置の見直し

内国法人等が外国子会社合算税制の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を通じて受けた配当等(以下「間接配当等」といいます。)の額がある場合の二重課税調整について、内国法人等がその事業年度末に最も近い日に外国子会社から受けた配当等の支払に係る基準日又はその基準日に相当する日(現行:事業年度末)における内国法人等の外国子会社に対する持株割合を用いてその間接配当等の額を計算することとされます。

Question

資産課税について、どのような改正がおこなわれるのでしょうか？

Answer

贈与税の非課税措置の見直しや相続税の課税環境の整備、登録免許税等の軽減税率の見直し等が行われます。

解説

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・拡充

現行1,000万円となっている非課税限度額について以下のような措置が行われます。

省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合

- イ. 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……………1,500万円
- ロ. 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……………1,200万円
- ハ. 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……………1,000万円

なお、東日本大震災の被災者が贈与を受けた場合については、上記にかかわらず1,500万円となります。

上記 以外の住宅用家屋の場合

- イ. 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……………1,000万円
- ロ. 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…………… 700万円
- ハ. 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…………… 500万円

なお、東日本大震災の被災者が贈与を受けた場合については、上記にかかわらず1,000万円となります。

適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下となります。

平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用され、適用期限は平成26年12月31日までとなります。

(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の延長

住宅取得等資金の贈与を受けた子が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋等の取得に充てる場合等には、贈与者が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例が3年延長されます。

(3) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予について、10年以上(一定の場合には20年以上)納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例と同様の措置が講じられます。

(4) 林業経営者相続人が納付すべき相続税額の納税猶予

林業経営相続人が、一定の認定された森林経営計画(以下「認定計画」といいます。)が定められている区域内に存する山林(立木及び林地)について、その認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得し、その認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林(一定のものに限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置が講じられます。

(注)「林業経営相続人」とは、被相続人の推定相続人であって、認定計画が定められている区域内に存する山林を一括して取得することにつき、農林水産大臣の確認を受けた後継者をいいます。

(5) 相続税の連帯納税義務の解除

以下の場合には連帯納税義務が解除されます。

申告期限等から5年を経過した場合(一定の場合を除きます。)

納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合

上記の改正は、平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。ただし、同日において滞納となっている相続税についても、上記の改正と同様の扱いとされます。

(6) 固定資産税の軽減措置の延長

以下の住宅に係る固定資産税の軽減措置が2年延長されます。

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

(7) 固定資産税等の負担調整措置の見直し

地価の動向等社会経済情勢の変化等を踏まえ行われる、土地に係る固定資産税や都市計画税の負担調整措置について、住宅用地の措置特例が廃止されます。ただし、平成25年度までは納税者の負担感に配慮する観点から、一定の住宅用地を対象に据置特例が存置されます。

(8) 不動産取得税の延長・廃止・徴収猶予

期間延長に関するもの

イ. 3年延長

- (イ) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置
- (ロ) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置

ハ. 2年延長

- (イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
- (ロ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する特例

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置が廃止されます。

なお、平成24年3月31日までに中小企業承継事業再生計画の認定を受けた者等については、所要の措置が講じられます。

生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の特例

生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を10年以上(一定の場合には20年以上)受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合に、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、不動産取得税の徴収猶予を継続する措置が講じられます。



アクタス税理士法人
アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス千葉経営計理事務所株式会社
アクタスワイズアドバイザーズ株式会社

赤坂事務所

〒107-0052

東京都港区赤坂3丁目2番12号 赤坂NOAビル6F

【TEL】 03-3224-8888

【FAX】 03-5575-3331

荒川事務所

〒116-0002

東京都荒川区荒川3丁目21番2号 モアクレスト荒川公園105

【TEL】 03-3802-8101

【FAX】 03-3805-2070

大阪事務所

〒550-0002

大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

【TEL】 06-6449-8682

【FAX】 06-6449-8683